

### 青森市個人番号の利用に関する条例（平成二十七年条例第四十八号）新旧対照表

改正後	改正前						
<p style="text-align: center;">（個人番号の利用範囲）</p> <p>第三条 法第九条第二項の条例で定める事務は、<u>別表第一の上欄に掲げる機関が行う同表の下欄に掲げる事務並びに次項</u>の事務及び第三項の事務とする。</p> <p>2 <u>別表第二</u>の上欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の下欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>3 市の機関は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 <u>第二項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例又は規則の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。</u></p>	<p style="text-align: center;">（個人番号の利用範囲）</p> <p>第三条 法第九条第二項の条例で定める事務は、<u>次項</u>の事務及び第三項の事務とする。</p> <p>2 <u>別表</u>の上欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の下欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>3 市の機関は、<u>法別表第二の第二欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>同表の第四欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p style="text-align: right;">（新設）</p>						
<p><u>別表第一（第三条関係）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%; text-align: center;">機関</th> <th style="text-align: center;">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">市長</td> <td><u>青森市子ども医療費助成条例（平成十七年青森市条例第二百九号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>青森市ひとり親家庭等医療費助成条例</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	市長	<u>青森市子ども医療費助成条例（平成十七年青森市条例第二百九号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>		<u>青森市ひとり親家庭等医療費助成条例</u>	<p style="text-align: right;">（新設）</p>
機関	事務						
市長	<u>青森市子ども医療費助成条例（平成十七年青森市条例第二百九号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>						
	<u>青森市ひとり親家庭等医療費助成条例</u>						

<p><u>(平成十七年青森市条例第百二十一号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u></p>	
<p><u>青森市重度心身障害者医療費助成条例(平成十七年青森市条例第百二十二号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u></p>	
<p><u>軽度中等度難聴児に対する補聴器の購入費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u></p>	
<p><u>青森県心身障害者扶養共済制度条例(昭和四十五年青森県条例第十三号)による心身障害者扶養共済制度に関する事務であって規則で定めるもの</u></p>	
<p><u>社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者の負担額の軽減に関する事務であって規則で定めるもの</u></p>	
<p><u>在宅要介護高齢者等に対する訪問理美容サービスに要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u></p>	
<p><u>高齢者に対するはり・きゅう・マッサージの施術に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u></p>	
<p><u>高齢者に対する生活習慣等の指導に係る短期宿泊に関する事務であって規則で定めるもの</u></p>	
<p><u>高齢者に対する福祉乗車証の交付に関する事務であって規則で定めるもの</u></p>	
<p><u>生活に困窮する外国人に対する生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u></p>	
<p><u>小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則</u></p>	





<p>_____による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p><u>立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）</u>、<u>地方税関係情報、地方税徴収関係情報、中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）</u>又は<u>生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）</u>であって規則で定めるもの</p>	<p><u>法律第九十二号</u>による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>_____、<u>地方税関係情報、地方税徴収関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報</u>  _____であって規則で定めるもの</p>
<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報、<u>中国残留邦人等支援給付等関係情報</u>又は<u>外国人生活保護関係情報</u>であって規則で定めるもの</p>	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報<u>又は中国残留邦人等支援給付等関係情報</u>  _____であって規則で定めるもの</p>
<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法</p>	<p>生活保護関係情報、<u>中国残留邦人等支援給付等関係情報</u>又は<u>外国人生活保護関係情報</u>であって規則で定めるもの</p>	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法</p>	<p>生活保護関係情報<u>又は中国残留邦人等支援給付等関係情報</u>  _____であって規則で定めるもの</p>

律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの		律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報又は <u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報</u> であって規則で定めるもの	母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報又は <u>特別児童扶養手当関係情報</u>  であって規則で定めるもの
介護保険法_____による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、地方税関係情報、地方税徴収関係情報又は医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	介護保険法（ <u>平成九年法律第百二十三号</u> ）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、地方税関係情報、地方税徴収関係情報又は医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
感染症の予防及	生活保護関係情報、 <u>中国</u>	感染症の予防及	生活保護関係情報 <u>又は中</u>

<p>び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p><u>残留邦人等支援給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報</u>であって規則で定めるもの</p>	<p>び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p><u>国残留邦人等支援給付等関係情報</u>であって規則で定めるもの</p>
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報、地方税関係情報、地方税徴収関係情報、医療保険給付関係情報、<u>中国残留邦人等支援給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報</u>であって規則で定めるもの</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報、地方税関係情報、地方税徴収関係情報、医療保険給付関係情報<u>又は中国残留邦人等支援給付等関係情報</u>であって規則で定めるもの</p>
<p><u>青森市子ども医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u></p>	<p><u>生活保護関係情報、地方税関係情報、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当支給関係情報」という。）、医療保険給付関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報</u>であって規則で定めるもの</p>	<p>(新設)</p>	

<p><u>青森市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u></p>	<p><u>障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当支給関係情報」という。）、医療保険給付関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u></p>
<p><u>青森市重度心身障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u></p>	<p><u>障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u></p>
<p><u>軽度中等度難聴児に対する補聴器の購入費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u></p>	<p><u>生活保護関係情報、地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u></p>
<p><u>青森県心身障害者扶養共済制度条例による心身障害者扶養共済制度に関する事務であって規則で定めるもの</u></p>	<p><u>生活保護関係情報、地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u></p>
<p><u>社会福祉法人</u></p>	<p><u>生活保護関係情報、地方</u></p>



<p><u>等による生計 困難者等に対 する介護保険 サービスに係 る利用者の負 担額の軽減に 関する事務で あって規則で 定めるもの</u></p>	<p><u>税関係情報、中国残留邦 人等支援給付等関係情 報、介護保険給付等関係 情報又は外国人生活保 護関係情報であって規 則で定めるもの</u></p>	
<p><u>在宅要介護高 齢者等に対す る訪問理美容 サービスに要 する費用の助 成に関する事 務であって規 則で定めるも の</u></p>	<p><u>障害者関係情報、地方税 関係情報又は介護保険 給付等関係情報であっ て規則で定めるもの</u></p>	
<p><u>高齢者に対す るはり・きゅ う・マッサージ の施術に要す る費用の助成 に関する事務 であって規則 で定めるもの</u></p>	<p><u>地方税関係情報又は医 療保険給付関係情報で あって規則で定めるも の</u></p>	
<p><u>高齢者に対す る生活習慣等 の指導に係る 短期宿泊に関 する事務であ って規則で定 めるもの</u></p>	<p><u>生活保護関係情報、中国 残留邦人等支援給付等 関係情報、介護保険給付 等関係情報又は外国人 生活保護関係情報であ って規則で定めるもの</u></p>	
<p><u>高齢者に対す る福祉乗車証 の交付に関す る事務であっ て規則で定め</u></p>	<p><u>地方税関係情報であっ て規則で定めるもの</u></p>	

<p><u>るもの</u></p>		
<p><u>生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u></p>	<p><u>障害者関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当支給関係情報、児童手当支給関係情報、医療保険給付関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</u></p>	
<p><u>小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの</u></p>	<p><u>生活保護関係情報、地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u></p>	
<p><u>不妊治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u></p>	<p><u>地方税関係情報又は医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</u></p>	